

【規則改正案】

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則（抄）

（外郭団体）

第2条 条例第2条第1項第1号に掲げる法人であって市規則で定めるものは、別表第1に掲げるとおりとする。

2 条例第2条第1項第2号に掲げる法人であって市規則で定めるものは、別表第2に掲げるとおりとする。

別表第2（第2条関係）

一般財団法人都市技術センター

一般財団法人大阪市文化財協会

省 略

公益財団法人大阪科学振興協会

省 略

公益財団法人大阪市都市型産業振興センター

公益財団法人大阪市博物館協会

省 略